

清須市空家等対策協議会の概要について

■ 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行（平成 27 年 5 月 26 日）に伴い、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために、第 6 条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、第 7 条に規定する「協議会」（以下「空家等対策協議会」という。）を設置する。

■ 根拠法令

- 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 27 年 5 月 26 日施行）【資料 4】
- 清須市空家等対策協議会条例（平成 27 年 10 月 1 日施行）【資料 5】
- 清須市空家等対策庁内調整会議設置要綱（平成 27 年 10 月 1 日施行）【資料 6】

■ 協議会の所掌事務（条例第 2 条）

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立ち入り調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針等に関すること。

■ 委員任期

原則 2 年間

今回は、平成 28 年 1 月 4 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

■ 今後のスケジュール

- (1) 平成 27 年度（平成 28 年 1 月 26 日開催）
 - ・ 協議会の概要について
 - ・ 市の空家等の現状について
 - ・ 市空家等対策計画（取組の方向性）の策定について
 - (2) 平成 28 年度以降について
 - ・ 空家等対策計画の策定について
 - ・ 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断について
 - ・ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針について
 - ・ 特定空家等に対する措置の方針に関する協議について
- 上記についての実施協議を、年 3 回程度協議会で行う予定です。